

予防接種の実費徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第51号

予防接種の実費徴収に関する規則の一部を改正する規則

予防接種の実費徴収に関する規則（昭和36年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条」を「第52条」に改める。

第 3 条中「、国が指定するものを除くほか」を削り、「第33条」を「第35条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。